

(案)



第2次 東村山市耐震改修促進計画

(令和3年度～12年度)

令和3年 3月
東 村 山 市

東村山市耐震改修促進計画

目 次

第1章	はじめに	
1	計画改定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	対象区域・対象建築物	
第2章	想定される被害と耐震化の現状	2
1	想定される地震の規模・被害の状況	
2	地震に関する地域危険度	
3	耐震化の現状	
第3章	耐震化促進の方針	10
1	耐震化の基本方針	
2	耐震化の目標	
第4章	耐震化促進の具体的な取り組み	12
1	耐震化に関する周知啓発と情報提供	
2	民間建築物の耐震化に対する支援	
3	市民や関係機関との連携	
4	総合的な安全対策の推進	

第1章 はじめに

1 計画改定の背景と目的

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部地震及び北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、また、首都直下地震の切迫性が指摘される中、安全で安心できる都市の実現は急務である。

今般、東村山市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という）は、東村山市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修などの取り組みにより耐震化促進を図り、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とし、関係法令の動向や、これまでの耐震化の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを行うものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「耐震化推進条例」という）及び東村山市地域防災計画、関係法令と整合を図るものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。

また、計画期間中も、国の基本方針や東京都の関連計画、東村山市総合計画等、上位計画等の見直しがあった場合や社会情勢の変化が生じた場合は、その内容に合わせて見直しを行うものとする。

4 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、東村山市全域とする。対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建てられた以下の建築物とする。ただし、必要に応じ新耐震基準以降のものであっても対象とする。

種類	内容
住宅	・戸建住宅 ・共同住宅
民間特定建築物	・多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ^{※巻末参考}
特定緊急輸送道路沿道建築物	・特定緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物 (耐震改修促進法第 7 条第 1 項：要安全確認計画記載建築物)
防災上重要な公共建築物	・市が所有する公共建築物（除却予定のものは除く）のうち、防災上重要な公共建築物

第2章 想定される被害と耐震化の現状

1 想定される地震の規模・被害の状況

平成24年に公表された東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」によると、当市の被害想定は以下のように示されている。なお、東京都が想定した地震は、多摩直下地震・東京湾北部地震・元禄型関東地震・立川断層帯地震があるが、そのうち最も市域への影響が大きい多摩直下地震を本計画の被害想定とする。

図表1 東村山市の被害想定

想定地震			多摩直下 地震 M7.3 冬	東京湾北部（参考） 地震 M7.3 冬
想定震度			6強（一部6弱）	6弱（一部5強）
想定発生時刻			冬の18時	冬の18時
想定風速			風速8m	風速8m
建物全壊 棟数	計（棟）		1,275	66
焼失棟数（棟）			2,658	164
人的 被害	死者	計（人）	104	7
	負傷者	計（人）	1,187	188
エレベーター閉じ込め台数			11	6
災害時要援護者		死者数（人）	71	5
避難者	避難人口（A+B）		36,160	9,095
	避難生活者数（A）		23,504	5,912
	疎開者人口（B）		12,656	3,183

出典) 首都直下地震等による東京の被害想定報告書(東京都防災会議平成24年4月18日)

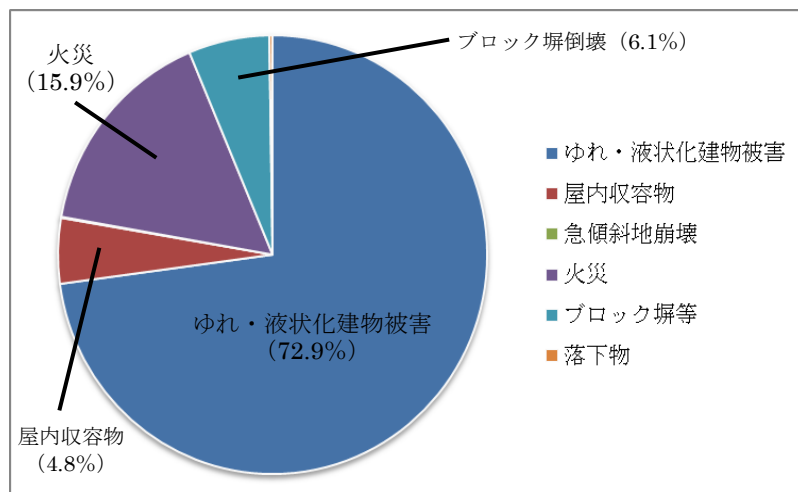
「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の結果を分析すると、多摩直下地震における当市の建物全壊の原因については、その約99%が「ゆれ」によるものとなっている。

当市の負傷者及び死者の被害原因をみると、「ゆれ・液状化*建物被害」と「火災」が最も多くなっている（図表2、図表3）。このことから、市民の安全の確保を図るためには、被害を少なくするための対策として、市内建築物の耐震化を促進することが防災上重要であるといえる。

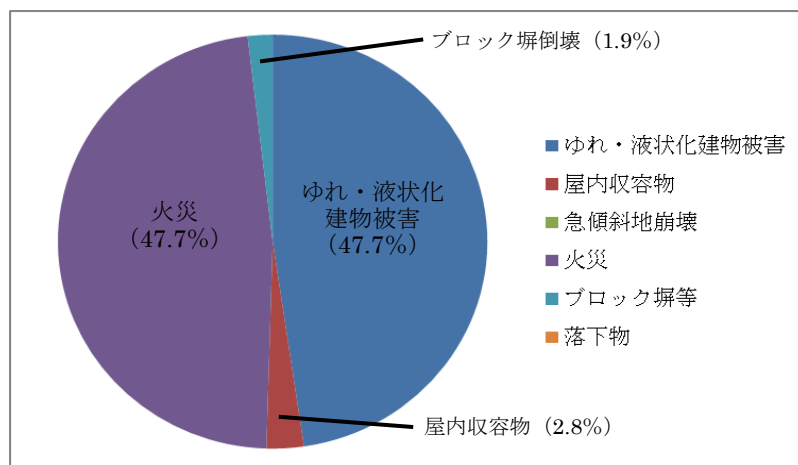
一方で負傷者及び死者の被害原因のうち、ブロック塀の倒壊による被害も想定されている。大阪府北部地震においては、通学路に面した公共のブロック塀が倒壊し死者があった事例があり、当市では平成30年度に学校施設のブロック塀を点検している。しかしながら、通学路等に面した民間のコンクリートブロックやレンガなどの塀（以下、「ブロック塀等」という。）には老朽化が進行しているものもあり、民間のブロック塀等に対し対策を講じていく必要がある。

※ **液状化現象**：地震動により、地盤が液状のようになり、建物の重さを支えることができなくなる現象をいう。

図表2 東村山市・多摩直下地震の負傷者の原因



図表3 東村山市・多摩直下地震の死者の原因



2 地震に関する地域危険度

東京都が概ね5年毎に公表している「地域危険度測定調査」の結果は以下のとおり。

この調査は、①地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。②震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。という二つの目的により、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定したものである。

(1) 危険度の種類

地域危険度調査では、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度及び総合危険度を測定している。

建物倒壊危険度及び火災危険度は地震動に起因する建物倒壊の危険性及び火災の危険性を示す指標であり、災害時活動困難度は、避難や救助、消火活動などの災害時活動の必要性に対して、災害時活動に寄与する道路基盤等の整備状況を測定している。総合危険度は、建物倒壊危険度、火災危険度に災害時活動困難度を加味して総合化し、地震動に起因する危険性を総合的に測定したものである。

- ・建物倒壊危険度・・・建物倒壊の危険性
- ・火災危険度・・・火災の発生による延焼の危険性
- ・災害時活動困難度・・・道路の整備状況による災害時の活動の困難さ
- ・総合危険度・・・建物倒壊危険度、火災危険度に災害時活動困難度を加味して総合化

(2) 当市における地域危険度

当市における地域危険度を5段階の危険度ランクで分けると図表4、図表5のようになる。

図表4 危険度ランク別町丁目数表

	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時活動 困難度	総合 危険度
危険度ランク1	43	37	7	16
危険度ランク2	10	15	23	31
危険度ランク3	0	1	17	6
危険度ランク4	0	0	4	0
危険度ランク5	0	0	2	0

図表5 各町丁目危険度データ表

	町丁目名	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時活動 困難度	総合 危険度
1	本町1丁目	1	1	2	2
2	本町2丁目	1	1	2	1
3	本町3丁目	1	1	1	1
4	本町4丁目	1	1	1	1
5	久米川町1丁目	1	1	4	2
6	久米川町2丁目	1	1	3	2
7	久米川町3丁目	1	1	2	1
8	久米川町4丁目	1	1	2	2
9	久米川町5丁目	1	1	2	2
10	秋津町1丁目	1	1	2	2
11	秋津町2丁目	1	1	2	1
12	秋津町3丁目	1	2	2	2
13	秋津町4丁目	2	2	3	2
14	秋津町5丁目	1	2	4	3
15	青葉町1丁目	1	1	1	1
16	青葉町2丁目	2	2	2	2
17	青葉町3丁目	2	3	3	3
18	青葉町4丁目	1	1	2	1
19	恩多町1丁目	1	1	3	2
20	恩多町2丁目	1	2	3	2
21	恩多町3丁目	1	1	2	2
22	恩多町4丁目	1	1	3	1
23	恩多町5丁目	1	2	3	2
24	萩山町1丁目	2	2	3	2
25	萩山町2丁目	2	2	3	3
26	萩山町3丁目	1	2	2	2
27	萩山町4丁目	2	2	3	3
28	萩山町5丁目	1	1	2	1
29	栄町1丁目	1	1	1	1
30	栄町2丁目	1	1	1	1
31	栄町3丁目	1	1	2	1
32	富士見町1丁目	1	1	2	1

(前ページ続き) 図表5 各町丁目危険度データ表

	町丁目名	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時活動 困難度	総合 危険度
33	富士見町2丁目	1	2	3	2
34	富士見町3丁目	2	2	1	2
35	富士見町4丁目	2	2	3	2
36	富士見町5丁目	1	1	2	1
37	美住町1丁目	1	1	2	2
38	美住町2丁目	1	1	2	1
39	廻田町1丁目	1	1	3	2
40	廻田町2丁目	1	1	2	2
41	廻田町3丁目	1	1	2	2
42	廻田町4丁目	1	1	3	2
43	多摩湖町1丁目	1	1	1	1
44	多摩湖町2丁目	1	1	2	2
45	多摩湖町3丁目	1	1	3	2
46	多摩湖町4丁目	2	1	2	2
47	諏訪町1丁目	2	2	4	3
48	諏訪町2丁目	1	2	5	3
49	諏訪町3丁目	1	1	5	2
50	野口町1丁目	1	1	3	2
51	野口町2丁目	1	1	2	2
52	野口町3丁目	1	1	3	2
53	野口町4丁目	1	1	4	2

出典) 地震に関する地域危険度測定調査報告書(平成30年2月 東京都)

3 耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の状況

当市において昭和 56 年 5 月以前に建てられた居住用建築物（居宅、共同住宅、農家用住宅、併用住宅居住部分）は、9,080 棟あり、この内、躯体構造が木造であるものは 8,416 棟あり、約 92.7%が木造建築物となっている。

図表 6 昭和 56 年 5 月以前に建てられた市内の居住用建築物

種類	昭和 56 年 5 月以前 建築棟数	木造 建築棟数	木造率 (%)
居宅	7,908	7,396	93.5
共同住宅	422	271	64.2
農家用住宅	25	25	100.0
併用住宅居住部分	725	724	99.9
計	9,080	8,416	92.7

資料) 令和元年東村山市家屋台帳

また、総務省が 5 年ごとに実施している住宅・土地統計調査の結果より、耐震化率を国交省の推計方法に準じて算出すると、令和 2 年度における市内の住宅の耐震化率は約 92.7%であり、令和 2 年度現在の耐震性の無い住宅は 4,777 戸であると見込まれる。

図表 7 住宅耐震化率推計

	住宅総数	耐震性無 住宅数	耐震性有 住宅数	耐震化率 (%)
平成 20 年住宅・土地統計調査	61,460	7,184	54,276	88.3
平成 30 年住宅・土地統計調査	64,760	5,178	59,582	92.0
令和 2 年度推計値	65,420	4,777	60,643	92.7
令和 7 年度推計値	67,070	3,773	63,297	94.4

(2) 民間特定建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法に定められている特定建築物のうち、不特定多数の人が利用する建築物等については、震災時の被害が甚大になるおそれがある。

当市内の民間特定建築物における耐震化率（東京都提供データから市が耐震診断及び改修状況を確認できたものは更新）は図表 8 のとおりである。なお、市内に存する要緊急安全確認大規模建築物は 12 棟あり、1 棟を除き耐震性が確認されている。

図表 8 民間特定建築物の耐震化率

特定建築物用途	旧耐震 建築物数	新耐震 建築物数	旧耐震のうち 耐震性あり数	耐震化率 (%)
学校	5	2	5	100.0%
幼稚園等	4	9	2	84.6%
運動施設	0	1	0	100.0%
病院等	1	11	1	100.0%
老人ホーム等	1	11	0	91.7%
福祉センター等	1	0	0	0.0%
飲食店等	0	2	0	100.0%
事務所等	2	1	1	66.7%
遊技場	0	1	0	100.0%
集会場等	0	1	0	100.0%
百貨店等	3	1	1	50.0%
旅館等	1	5	0	83.3%
計	18	45	10	87.3%

資料) 東京都提供データから一部更新

(3) 旧耐震基準で建築された特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の状況

特定緊急輸送道路は、震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの大動脈となる道路である。その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な道路ネットワーク機能を確保することは、災害に強い都市を実現するうえで不可欠である。

耐震化推進条例において、当市では、新青梅街道、府中街道、志木街道の一部が特定緊急輸送道路に指定されている。(図表 9)

図表 9 指定されている特定緊急輸送道路

路線名	区間	輸送道路の種類
新青梅街道	市内全域	第一次緊急輸送道路
府中街道	市内全域	第一次緊急輸送道路
志木街道	市内全域	第一次緊急輸送道路

資料) 東京都耐震改修促進計画より市作成

また、旧耐震基準で建築された対象物件は30棟あり、令和3年3月時点の耐震化の進捗率は40%となっており、全て耐震診断が完了している。

図表 10 旧耐震特定緊急輸送道路沿道建築物・耐震化進捗率

耐震化件数				集計		
旧耐震建築物	診断済OK	診断済NG	NGのうち除却か改修	耐震化済み(除却済み含む)	耐震性なし	耐震化進捗率
30	8	22	4	12	18	40%

一方で特定緊急輸送道路は、震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの機能を果たすべく整備されるべきである。したがって、対象の建築物の耐震化数やその率を指標とするのではなく、東京都の算出方法（シミュレーター）による到達率^{※巻末参考}を用いて分析する。

東京都の指定した特定緊急輸送道路には区間が設定されているが、当市はそのうち10区間が該当している。区間到達率は、災害発生時に区間それぞれに市境入口の過半から到達できる確率を表しており、10区間平均で約97.6%である。総合到達率は、これらの区間到達率を該当する道路全体で加重平均して算出したものであり、約97.3%となっている。

なお、当市における到達率は、当市以外に存する特定緊急輸送道路沿道建築物が全て耐震化されており、当市に達する道路は全て閉塞されていない状況を条件化し算出している。

図表 11 特定緊急輸送道路・到達率

指標	説明	東村山市到達率
区間到達率	市境入口からある区間に到達できる確率	97.6%（平均）
総合到達率	区間到達率の加重平均値	97.3%

(4) 防災上重要な公共建築物の耐震化の状況

当市所有の防災上重要な公共建築物（小中学校を除く）については、令和2年3月末時点で36棟あり、そのうち旧耐震基準建築のものは8棟ある。

東村山市第4次総合計画に基づき、市役所本庁舎については、平成30年に耐震化工事を完了している。各公民館、保育園、その他施設については、平成29年までに耐震診断及び耐震化工事を完了しており、市内における防災上重要な公共建築物の耐震化は完了している。

第3章 耐震化促進の方針

1 耐震化の基本方針

本計画の実施にあたっては、東京都、建築関連団体、他自治体、建築物の所有者等との連携と協力のもと、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

特に、当市、東京都および関係機関は、地震等による建築物被害の防止、並びに軽減を図るため、所管建物の点検・整備を実施し、耐震・耐火性を保つよう対応する。

また、民間の建築物については、以下のとおり取り組む。

- (1) 地震被害から自己の財産を保護し、身体の安全を確保するには、自助・共助・公助の原則からも、住宅や建築物の所有者が、自らの問題として主体的に取り組むことが大切である。このため、耐震診断・耐震改修は、原則として建築物の所有者が自らの責任において行う。
- (2) 建築物の耐震化促進は都市を構成する社会資本であり、安全で安心なまちづくり、災害に強いまちづくりの基盤として不可欠なものである。このため、市は、住宅や建築物及びブロック塀等の所有者が主体的に行う耐震診断および耐震改修等といった耐震化の取り組みに対し、必要な支援をしていく。

2 耐震化の目標

本計画においては、「住宅と民間特定建築物における耐震化」と「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」について目標を設定し、重点的に取り組むべき施策とする。

(1) 住宅と民間特定建築物における耐震化の目標

第1次計画では、当市における令和2年度の耐震化目標値は、住宅、民間特定建築物ともに95%以上を目標としていたが、現状では住宅の耐震化率は約92.7%であり約2.3%不足、民間特定建築物は現状約87.3%で約7.7%不足している。

本計画においては、図表12のとおり目標を定め、耐震診断及び耐震改修を促進する取り組みを強化するものである。特に住宅に関しては現状の傾向では令和7年度時点で約94.4%（図表7）に達すると推測しており、令和7年度時点の目標の達成のために更なる耐震化の加速が求められる。

図表12 耐震化率の目標

種類	耐震化率		
	令和2年度末	令和7年度末	令和12年度
住宅	92.7%	概ね解消	100%に近づける
民間特定建築物	87.3%	95%	概ね解消

(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの機能を果たす大動脈となる特定緊急輸送道路については、その物資輸送等における通行機能を的確に表せる到達率^{※巻末参照}により、図表 13 のとおり目標設定を行う。

東京都全域における令和 2 年 6 月末時点での総合到達率は約 91.4%であり、当市の到達率は比較的高いものの、市内 10 区間のうち、2 区間が区間到達率 95%以下となっており、当該区間について重点的に取り組む必要がある。

図表 13 特定緊急輸送道路・到達率

指標	令和 2 年度末	令和 7 年度末	令和 12 年度末
区間到達率	97.6% (平均)	総合到達率 99% かつ 区間到達率 95% 未達の解消	総合到達率 100% に近づける
総合到達率	97.3%		

第4章 耐震化促進の具体的な取り組み

1 耐震化に関する周知啓発と情報提供

民間建築物の耐震化においては、建築物の所有者が、地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切である。このため、市は災害の危険性や耐震化の必要性について周知啓発を行うとともに、相談窓口や東京都を含めた支援制度等について情報提供を行う。

(1) 地域危険度の周知

地域の危険性に対する市民や事業者の意識啓発を図るため、市では「地域危険度測定調査」（図表4・5）の結果を活用して地域の危険度を周知していく。

(2) 耐震化に関する周知啓発

耐震診断や耐震改修に関する情報、東京都や市が行う支援、税制等について、リーフレット、パンフレットを用いて情報の提供に努める。

（例）

- ・ 耐震化助成制度
- ・ 民間特定建築物の耐震化に関する情報と啓発
- ・ 分譲マンションなどを対象とした耐震改修アドバイザー制度
- ・ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度など、信頼できる技術者に関する情報
- ・ 東京都の耐震マーク表示制度
- ・ ブロック塀等の自己診断のための塀の高さや控え壁の間隔などの正しい技術基準
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止器具（以下、「家具転倒等防止装置」という。）や感震ブレーカー等の普及啓発

(3) 相談窓口の整備

関係団体等と連携を図り、相談に訪れた市民に対し、専門家による無料の建築相談を紹介できるよう、体制を構築する。

(4) 緊急輸送道路沿道等の建築物における耐震化に関する周知啓発

所管行政庁と連携し緊急輸送道路沿道建築物の所有者に耐震補強設計・耐震改修の促進を働きかける。また、東京都の耐震化推進条例に基づき、所有者と連携し、占有者に対し耐震改修等の実現に向けた努力を求める働きかけについて検討する。

2 民間建築物の耐震化に対する支援

耐震診断および耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行うことが重要となる。市は、住宅及び建築物等の所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう支援を行う。

また、感染症の拡大がみられる情勢においては、避難所等への人の密集をさけるため、在宅避難の重要性が増すものと考えられる。よって避難場所としての住宅の耐震性を確保すべく必要な支援を検討する。

(1) 木造住宅の耐震診断に対する助成

昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認を受けた木造住宅で、現に居住の用に供している住宅について耐震診断費用を助成する。

(2) 木造住宅の耐震改修に対する助成

昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認を受けた木造住宅で、現に居住の用に供している住宅について、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていないと確認された場合、耐震改修費用を助成する。

(3) 共同住宅（マンション）の耐震化に対する支援の検討

旧耐震基準で建築されたマンションについて、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）に基づく事務をとおして実態の把握に努め、耐震化の取り組みについて相談窓口の案内など必要な支援を検討していく。

(4) 緊急輸送道路沿道の住宅・建築物等の耐震改修に対する支援

東京都が指定した緊急輸送道路の半分以上を閉塞する恐れのある建築物については、所管行政庁と連携し建築物の所有者に耐震改修のための補強設計及び改修費用を助成する。

(5) ブロック塀等の倒壊防止対策

倒壊の恐れがあるブロック塀等を除去する者や新たにブロック塀等を造成する所有者に除去及び建替え費用を補助する。ブロック塀等の倒壊防止対策にかかる補助事業においては、下記の道路を「避難路」として位置づけ、特に耐震化を促進するものとする。この避難路は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー16—(12)—①住宅・建築物耐震改修事業の1. 十三号における「避難路」として位置づける。

-
-
- ① 本計画で指定する緊急輸送道路
 - ② 本計画又は東村山市地域防災計画で指定する地震発生時に閉塞を防ぐべき道路
 - ③ 通学路、建築物から通学路までの経路、建築物から東村山市地域防災計画で指定する避難施設等までの経路のうち、下記アからウまでのいずれかに該当する道路
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条 1 項に規定する道路
 - イ 法第 42 条 2 項の規定による特定行政庁の指定を受けた道路
 - ウ その他市長が認める道路

また、市内の緑化推進のため、ブロック塀等の建替えを希望する相談者には、併せて生垣の造成を奨励する。

3 市民や関係機関との連携

(1) 地域住民との連携

建築物の耐震化を総合的な防災まちづくりの一環ととらえ、地域住民と協力し耐震化を推進する。自治会などの地域活動や学校単位で行うブロック塀等の調査や、防災訓練をはじめ、耐震関係の行事の際に耐震化の情報提供を行う。

(2) 関係団体、事業者との連携

- ・ 市民が安心して耐震診断や耐震改修に取り組めるよう、東京都と協力して、信頼できる技術者などの情報提供を行う。
- ・ 市内の設計者、建築業者に対し、東京都が実施する講習会に参加し「東京都木造住宅耐震診断事務所」への登録を勧めるなど、耐震診断・耐震改修に関する技術向上を促進する。
- ・ 市民の耐震に関する相談に対し、士業団体等と連携し対応する体制を構築する。
- ・ 東京都が建物所有者に対し行う法令（建築基準法、耐震改修促進法）に基づく助言・指導・指示や勧告等の措置に関して、東京都と連携・協議する。

4 総合的な安全対策の推進

耐震改修促進法の対象外にも地震時の総合的な安全対策として、家具類の転倒、窓ガラスなどのビルからの落下物、エレベーターの閉じ込め防止対策などは、死亡や負傷などの人的被害における大きな原因となると想定されており対策が必要である。

(1) 家具転倒等防止器具等の推進

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（図表1）によると、地震発生時における屋内収容物によって、負傷者がでることが予想されている。

このため、家具転倒等防止器具や、窓ガラス飛散防止フィルムについて、防災訓練等を通じて周知していくとともに、あっせん等の普及事業を検討する。

(2) 電気器具等からの出火防止

地震発生時の電気器具、配線からの出火防止のため、感震ブレーカー等の対策器具を周知していくとともに、あっせん等の普及事業を検討する。

(3) 落下物対策

地震が発生した際、割れたガラスや破損した外壁が道路などに落下する危険性がある建築物の所有者等に対し、所管行政庁や関係団体と連携しながら、対応を検討していく。また、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、東京都及び関係団体と協力し、屋外広告物の落下への対応を検討する。

(4) エレベーターに対する安全対策

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（図表1）によると、地震発生時にエレベーター閉じ込め被害が想定されるため、既設エレベーターに対する安全対策に係る情報提供や、市民・事業者からの相談に対応することを検討する。

(5) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路における沿道建築物

東村山市地域防災計画では、医療機関を連絡する道路、各避難所と輸送拠点を連絡する道路、地震発生後に閉塞を防ぐべき道路などをあらかじめ指定しており、これらの道路の沿道建築物に対しても、耐震化に向けた周知啓発、情報提供等を検討する。

(6) 東京都耐震改修促進行政連絡協議会への参画

東京都では、東京都及び区市町村が連携して、東京都内の建築物の耐震診断及び耐震改修の円滑な推進を図ることを目的として、平成16年10月に「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」を設置した。当市は構成員として参画しており、耐震診断・耐震改修に関わる情報収集及び連絡調整等に努め、本計画実施達成を目指す。

■耐震改修促進法における規制対象一覧（特定建築物）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

■特定緊急輸送道路における到達率

○区間到達率とは

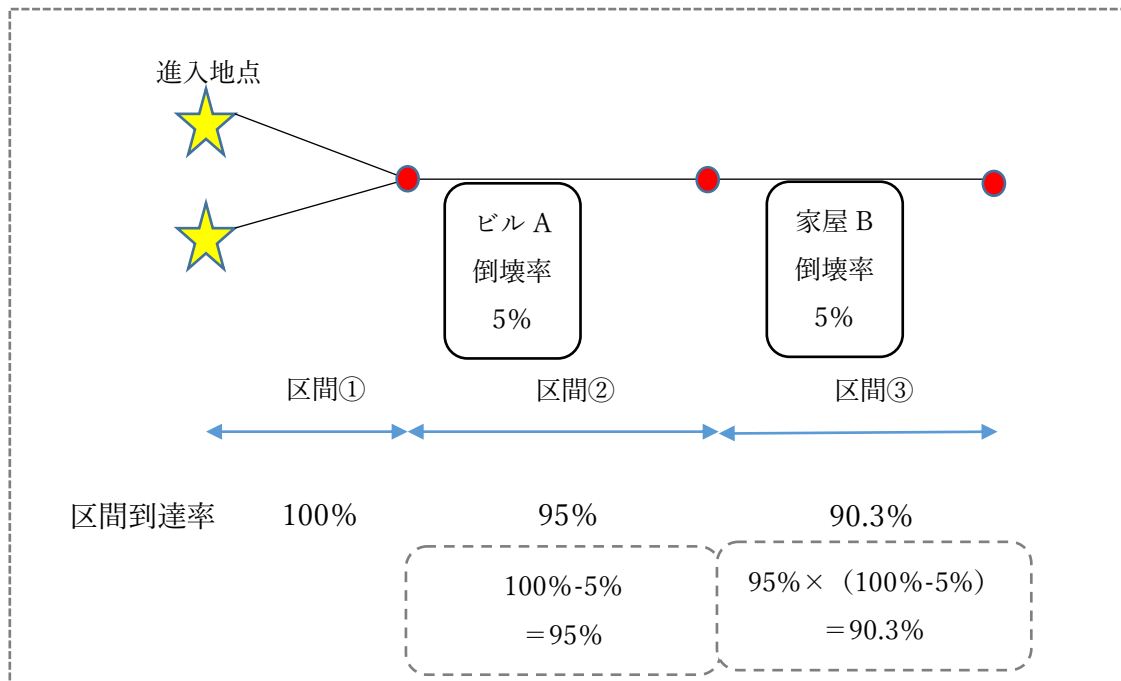
区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県（市県）境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したもの。

・区間の設定

交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部分をそれぞれ区間としている。

・シミュレーションについて

10,000回試行し、都県（市県）境入口の過半から到達できた回数の割合を算出（＝区間到達率）



○総合到達率とは

特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。

$$\begin{aligned}
 & \text{A 区間の区間到達率} \times \text{A 区間の道路延長} \\
 & + \text{B 区間の区間到達率} \times \text{B 区間の道路延長} \\
 & + \text{C 区間の区間到達率} \times \text{C 区間の道路延長} \\
 & + \dots
 \end{aligned}$$

総合到達率 = $\frac{\text{上記の合計}}{\text{全道路延長}}$

東村山市耐震改修促進計画

発行 東京都東村山市
編集 東村山市環境安全部環境・住宅課
〒189-8501
東京都東村山市本町1-2-3
電話 042-393-5111 (代)